相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市郷新屋敷町四丁目三九五番地二、最後の住所愛媛県今治市大西町脇甲五九九番地　被相続人　亡　矢野　有治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三日

愛媛県今治市室屋町一丁目二番地一九　相続財産管理人　司法書士　瀬野　竜矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市松橋町西下郷八一〇番地、最後の住所熊本県宇城市不知火町永尾七一七番地老人ホーム松寿園　被相続人　亡　東田　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三日

事務所熊本県宇城市松橋町両仲間二一四番地二　相続財産管理人　司法書士　大久保友加里

無縁墳墓等改葬公告

墓地の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、先の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月三日

宮城県仙台市泉区泉ヶ丘三丁目一三番一〇号　宮城交通株式会社　代表取締役　青沼　正喜

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数

石森　貞　宮城県柴田郡大河原町字幸町三―一三　普通株式　二六株

加藤　勇　宮城県白石市字白石沖一〇五　普通株式　一八株

庄司　昌信　東京都練馬区大泉学園町五丁目三五―一三三　普通株式　四三〇株

菅原　鉄英　宮城県登米市南方町西郷下字長根二―一　普通株式　二株

銭谷周次郎　宮城県白石市沢端一―一　普通株式　六株

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年七月三日

一　墳墓等所在地　①岐阜県可児市長洞二七六番地、②岐阜県可児市長洞一一五六番地

一　墳墓等の名称　①小林共同墓地、②深谷共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　岐阜県可児市長洞一一〇一―四番地　長洞自治会長　岩田　敏己

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十九年七月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月三日

東京都台東区東上野二丁目一〇番一〇号協和ビル四階　関東百貨店小売業厚生年金基金　代表清算人　今井　健一

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年七月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月三日

福岡市中央区平尾二丁目一六番一七号　興和道路株式会社確定給付企業年金　清算人　権丈　忍

高橋　久　宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目一一―一〇　普通株式　一一五株

高橋　正明　宮城県仙台市若林区文化町八―一三　普通株式　一四株

高橋　良彦　宮城県仙台市若林区文化町八―一三　普通株式　一〇株

高橋　智恵　宮城県仙台市若林区文化町八―一三　普通株式　七株

中島　実　宮城県亘理郡山元町高瀬字天王三一五五―一四　普通株式　一一株

本田　崎子　宮城県栗原市築館南小山一八―一三一　普通株式　三三株

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年7月3日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①Miracle JAPAN株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－7065号　④Miracle JAPAN株式会社　東京都渋谷区代々木二丁目23番1号　代表取締役　王暁丹　⑤本社営業所　東京都渋谷区代々木二丁目23番1号ニュースデートメナー4階　⑥平成27年12月24日　⑧平成29年6月7日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区代々木二丁目23番1号　Miracle JAPAN株式会社　王暁丹

B　①有限会社フルハウスツアーズ　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－4657号　④有限会社フルハウスツアーズ　東京都渋谷区広尾五丁目19番9号　代表取締役　佐久間正則　⑤本社営業所　東京都渋谷区広尾五丁目19番9号　⑥平成11年7月16日　⑧平成29年6月5日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区広尾五丁目19番9号　有限会社フルハウスツアーズ　代表取締役　佐久間正則

C　①株式会社アリス　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－4766号　④株式会社アリス　東京都渋谷区神宮前6丁目19番3号　代表取締役　辻克則　⑤本社営業所　東京都渋谷区神宮前6丁目19番3号　⑥平成12年3月17日　⑨平成29年5月29日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区神宮前6丁目19番3号　株式会社アリス　代表取締役　辻克則